

**「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」(警察庁データ)
をもとにした孤立死者数の推計方法等について
「孤独死・孤立死」WGとりまとめ**

資料編目次

1. 中間論点整理	1
2. 家族類型別一般世帯数及び割合の推移(昭和55(1980)～令和32(2050)年)	8
3. 年齢(3区分)別人口の割合の推移(1920年～2020年)	9
4. 孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画のポイント	10
5. 既存の調査研究における定義(令和5年度第1回WG資料3)	11
6. 「孤独死・孤立死」の把握方法について(令和5年度第3回WG資料3)	15
7. 警察取扱死体のうち自宅において死亡した一人暮らしの者 ～令和6年第1四半期(1～3月)分 暫定値～	16
8. 警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者 ～令和6年上半期(1～6月) 暫定値	17
9. 刑法犯に占める殺人事件の認知件数	18
10. 罪種別被害者の世帯構成別認知件数(令和5年)	19
11. 死体取扱数等の推移	20
12. 医師法第20条ただし書の適切な運用について(通知) (H240831医政医発0831第1号)	21
13. 全国のホームレス数	23
14. 死後経過時間、性・世帯分類別異状死数・構成比(東京都特別区部)	24
15. 年齢階級別、原因・動機別自殺者数(抄)	25

1. 中間論点整理

「孤独死・孤立死」の実態把握に関する中間論点整理

令和5年12月19日

「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループ

1 はじめに

「孤独死・孤立死」に関しては、東京都など一部の自治体において、自宅住居等で亡くなった方に関する統計が作成されていたり、民間において、これを基にした推計や独自の情報源に基づく統計が作成されていたりするものの、その定義や考え方はさまざまである。

こうした中、本ワーキンググループ（WG）において、「孤独死・孤立死」の実態把握のために必要な用語の定義や把握方法等について、「孤独死・孤立死」に関する研究事例、死亡に関する統計データ等を参考にしつつ、検討を行ってきた。

時間の制約もあり、論点も多岐にわたることから、細部についてまで十分な議論が行われたものではないが、これまでの議論を取りまとめ、今後の検討の方向性を示すものとして、以下のとおり中間論点整理を行うものである。

2 「孤独死・孤立死」に関する実態把握の必要性等

（1）これまでの経緯

文献¹によれば、高齢化社会に突入した1970年代になると「孤独死」という言葉が生まれ、初めて社会問題化し、1995年～2000年頃になると、阪神・淡路大震災により被災した人々の孤独死が多発したことで、メディアに再度注目され、2010年からは「無縁死」という言葉も生まれたとされる。

また、「孤独死・孤立死」に関する近年の政府の主な取組としては、厚生労働省において、2007年度に孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）を創設したほか、同省の補助金事業として、2010年度に「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究（ニッセイ基礎研究所）」、2012年度に「「孤立死」の実態把握のあり方に関する調査研究（野村総研）」等が実施されている。また、2022年度には、内閣官房が開催した孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議において、同計画の改定に関する主な論点の一つの例示として「いわゆる「孤独死・孤立死」への対応を含め、今後必要と考えられる施策について」が盛り込まれ、議論がなされた。

（2）実態把握の必要性

「孤独死・孤立死」に関連する動向として、我が国全体の死亡数は年々増加しており、近年では自宅の死亡割合が増加傾向にあることや、単独世帯数は2020年で36%を占めており、単独世帯数は今後とも高い割合で推移していく²ことや、高齢化率は2020年で28.6%となって

¹ 山崎久美子・逸見功（2017）「孤独死研究の動向と今後の課題」

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（平成30年推計）

おり、今後とも上昇傾向にある³ことなど、今後、「孤独死・孤立死」の増加が懸念されている。

「孤独死・孤立死」の実態を把握することは、関連諸施策の企画・立案等に資する基礎資料を得る上で重要であり、関連諸施策への国民の理解・協力を得るための周知・啓発活動への利用とともに、関連する学術研究の進展という観点からも重要と考えられる。

また、「孤独死・孤立死」の実態把握の意義・対策の必要性としては、次のような点が挙げられる。

- ・尊厳の問題～死後の発見が遅れ、腐敗した状態で発見されることに尊厳があると死といえるか。
- ・社会のあり方としての問題～一人で亡くなる方は、経済的に厳しい状況に陥っている、家族や友人とのつながりを失っているなどの傾向があり、個人の選択だけでは片づけられない。
- ・死因の究明の問題～発見が遅れ、死後経過時間が長くなることにより、死因が不明瞭な事例の増加につながる。
- ・死後手続の関係～引取者のいない死亡人については、相続人等の調査や死亡人の遺留品の保管、葬祭等の実施など、自治体における事務負担が増大し、その結果として故人の望まない形で手続きが進められてしまうこともある。
- ・社会経済的な負担の関係～遺体の処理、住居の清掃・修繕、火葬・埋葬、遺留金品の処理等、様々な社会経済的な負担を考慮する必要がある。

こうしたことから、今後、増加が懸念される「孤独死・孤立死」について、用語や定義を整理し、実態把握を進めていく必要がある。

3 「孤独死・孤立死」の用語について

これまで、一人で亡くなるような現象については、マスコミや研究者、行政など、その用語を用いる主体によって「孤独死」「孤立死」「無縁死」「独居死」など様々な表現が用いられてきたが、議論を進めていく上で、まずは用語の揺らぎを極力なくすることが必要である。ここでは特に、これまでマスコミや研究者、行政で用いられてきた「孤独死」と「孤立死」の用語について、整理を試みる。

前述のとおり、「孤独死」という用語については、1970年代という比較的古い時期から主にマスコミ等で使用され、広く人口に膾炙しているものと思われるが、「孤独」という内心の状態まで勘案した用語というより、「独」という文字自体が、「ひとり」を表す、人目を引きやすく分かりやすい表現として用いられてきたとの指摘もある。

一方で、厚生労働省では、「孤立死ゼロ・プロジェクト」のように、「孤立死」という用語を使用しているが、これは、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例等が社会問題化したという認識から、そのような用語が使用されたものと推認される。

ここで、孤独・孤立対策における文脈において、「孤独」「孤立」という用語の整理を試みると、国会答弁においては、「一般に、孤独は主観的概念であり、独りぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがございます。他方、孤立は客

³ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指すものと考えております。」（第211回国会 衆・内閣委員会（令和5年4月19日）政府参考人答弁）とされ、同時に「ただし、孤独、孤立に関して、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独、孤立の感じ方や捉え方も人によって多様であると考えております。このため、孤独、孤立を一律の定義の下で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独、孤立双方を一体としてとらえ、当事者や家族等の状況等により、多様なアプローチや手法により対応することとしております。」（同）とされており、令和5年5月に成立した孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）では、「日常生活もしくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態」を「孤独・孤立の状態」として、孤独と孤立を分けることなく、総合的な諸施策を推進することとしている。

こうした整理や孤独・孤立対策の重点計画、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（人々のつながりに関する基礎調査）との関係でみた場合、「孤独」という主観的概念を伴う死を把握すること、すなわち故人の死後において、生前のそのような主観的状況を遡って把握することは實際上困難であると考えられる一方、「孤立」という客観的概念を伴う死については、死後においても何らかの把握方法（推計を含む）を見出すことは可能と考えられることから、実態把握の対象としては、「孤立」からアプローチする「孤立死」が適当であると考えられる。

ただし、孤独・孤立対策における用語の整理においても、孤独と孤立は分けることなく諸施策を推進することとされていることや、「孤独死」という用語についてもマスコミ等を通じて一般に広く認知されていると考えられることから、「孤立死」を使うことを基本としつつ、「孤独死」という用語も排除するものではないことを注釈等で注記することが望ましいと考えられる。

以下「孤立死」という用語にて検討を進める。

4 孤立死の定義について

（1）概念的定義

孤立死については、これまで明確な定義がなく使用されており、定義がなされたとしても、行政機関・自治体ごと、あるいは研究者ごとに様々な定義（及び類語）が用いられるなど、統一的な定義がない状態にある。

例えば、代表的なものでも、大辞林（第三版）では「孤独死：だれにもみとられずに、死亡すること。特に、一人暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見されるような場合についていう。」、広辞苑（第6版）では「孤独死：看取る人もなく一人きりで死ぬこと。」、内閣府高齢社会白書（2010）では「誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような悲惨な「孤立死（孤独死）」」、厚生労働省（2008）では「人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」）」、東京都立川市では「孤独死：死亡の際に一人であった（死亡時の看取りが無い）死亡、孤立死：死亡の際に一人であったことに加え、生前に周囲との十分な交流がなかった死亡」などの定義がある⁴。

⁴ 呉 独立（2021）『「孤独死現象」の社会学』成文堂

なお、大辞林の第四版では、次のとおり「孤立死」が掲載されている。

孤立死に関する定義の検討に当たっては、このような定義を踏まえるとともに、統一的に定義することによって、施策の対象がかえって限定的になってしまう可能性にも留意しなければならないことから、概念としての定義（概念的定義）と統計的に把握するための定義（操作的定義）に分けて整理する必要がある。

概念的定義については、客観的な判断の難しい「悲惨な」といった表現を避けつつ、ある程度包括的に定めることとし、当面、最大公約数的に「誰にも看取られることなく死亡し、かつ、その遺体が一定期間の経過後に発見されるような死亡の態様」と仮置きした上で、これを把握するための操作的定義の議論を先行させ、操作的定義を踏まえた上で、改めて概念的定義についても振り返って検討するものとする。

（２）操作的定義

操作的定義は、現実的に測定できるデータから統計的に孤立死を把握するために重要なものであるが、他方で、「現実的な測定データ」を用いることから、把握された孤立死は、概念的定義と必ずしも完全に一致するものではない可能性がある点に注意が必要である。

ここで、上記のように多様な定義が存在する理由としては、①死亡場所（自宅内での死に限定するのか）、②世帯類型（一人暮らしの死に限定するのか）、③自殺の扱い（自殺を含めるのか）、④生前の状況（社会的関係の有無などの生前の状況を考慮するのか）、⑤看取りの有無（看取りがない死に限定するのか）、⑥年齢基準（高齢者の死に限定するのか）、⑦死後経過時間（死後経過時間に関する具体的な基準設定は可能であるのか）などについて、様々な見解があることが指摘されている⁵。

これらの論点から、本WGにおいて、現実的な測定データを考慮した操作的定義について議論したところ、次のような意見があった。

ア 「①死亡場所」及び「③自殺の扱い」

- ・孤立死は死因を問うているものではないので、自殺も含まれる方がよい。
- ・操作的定義における項目の絞り込みについては、ある程度幅広くとった方がよい。自殺の扱いで例えると、死後経過時間が長い事例では、自殺が疑われるものの不詳とせざるを得ない事例が散見される。絞り込んでしまうことで実態との乖離が出てくることがある。自殺に限らず、病死や様々な不慮の外因死を含めて広くとった方がよい。
- ・自殺を含めた場合、死亡場所や世帯類型も関連してくるのではないかと。例えば、電車への身投げは孤立死か、あるいは家の中での自殺は孤立死なのか。
- ・死亡の背景に孤立があるものが孤立死ということであれば、自殺の多くは孤立死に該当するだろう。一方で、死後長期間放置されるということにフォーカスを当てると、電車への身投げは、背景に孤立があつたとしても、すぐに発見されるため孤立死には当たらないことになる。その辺りは検討が必要だ。
- ・自宅一人暮らしの方の死亡で長期間発見が遅れるケースは、その後の死因調査などで困難をきたすことが多くなる。発見が早ければ救命できたかもしれない事例だった可能性もある。救命可能性や法的対応の観点からは、外での身投げや事故とは考え方が違ってくる

孤立死：社会から孤立した状態で死亡すること。〔孤独死に替えて用いられることが多い〕

⁵ 呉 獨立（2021）『「孤独死現象」の社会学』成文堂

る。

イ 「②世帯類型」

- ・過去に二人暮らしで立て続けに二人とも亡くなってしまった事例があったが、一人暮らしに限定するとこのような事例は孤立死に含まれなくなる。その一方で、そこまで広げるとデータを取るのが難しいところがある。
- ・複数世帯（同居者がいる世帯）の事例として、高齢夫婦が揃って亡くなっていた事例を取り扱った経験がある。今後、高齢化が進み、高齢夫婦世帯なども増えるので、検討が必要だと思う。
- ・複数世帯で死後経過時間（死亡から検案までの日数）が長い場合は、司法解剖となる事例、すなわち亡くなった方を放置したという、新聞等で報道される事例（事件性があるもの）が多くなる。
- ・今後どのようなデータにアクセスできるのかとセットで検討する。その過程で、世帯構成を絞らないとアクセスできないということになれば、まさに操作的定義の話である。

ウ 「④生前の状況」及び「⑤看取りの有無」

- ・生前の状況は把握することが難しい。看取りの有無も統計的に把握するというのは困難。孤立死という以上は、概念的には”何らかの孤立した状況の死”であるという形で定義すると、操作的にはどのようにすればよいのか。特定できるデータはあるだろうか。
- ・死体検案の立場からは、事例によって様々で、生前の状況が分かることもあれば、全く分からないこともある。また、何をもって「社会から孤立している」と判断するかは、判然としない状況。看取りの有無についても、死亡時に誰がいたかを厳密に調べることも難しい。客観的、外形的な事実の属性から操作的な定義を求めることになるだろう。

エ 「⑥年齢基準」

- ・操作的に高齢者だけに限定することもあり得るが、高齢者だけに限定する積極的な理由はない。若者も含めたほうがよい。内閣官房で実施している孤独・孤立の実態把握に関する全国調査は若者も含めている。若者を対象としていくのは話の筋としては合っている。
- ・子供をどこまで含めるかは難しい面もあるが、把握する上では年齢基準はない方がよい。

オ 「⑦死後経過時間」

- ・運悪く孤立死という状況になってしまった場合は、おそらく死後経過時間である程度判断するしかないと思う。発見に1週間くらいかかってしまうケースと毎日の見守りを頼んでいて1日で発見されるケースのように経過時間で判断することになると思う。
- ・死後経過時間を特定の基準で操作的定義の中に設ける必要はない。逆に早期に見つかる事例とそうではない事例の違いを知る上でも、狭める必要はないと思う。統計をみると、多くの高齢者は数日以内に発見されている。
- ・死後経過時間が何を意味しているのかも考えておく必要がある。死後経過時間をそのまま死亡から発見までの日数というように読み替えることができるかどうかは、常に考える必要がある。
- ・警察による検視から医師による検案まで間が空く事例がある。死後経過時間2、3日のケースには、かかりつけ医に病歴を確認してから検案に回した事例が含まれる。

以上のような議論を踏まえ、現実的な測定データを考慮した本WGとしての操作的定義の基本的な考え方を次のとおり整理し、今後さらに検討を深めるものとする。

- 救命可能性などを勘案すると、死亡場所に屋外などは含めず、自宅を基本とする。
- 世帯類型は、複数世帯の事例数の多寡や事件性のある事例の紛れ込みなどの点もあるので、把握可能なデータを踏まえつつ、引き続き検討する。
- 孤立死は死因を問うものではないので、自殺は除外しない。
- 生前の状況や看取りの有無は孤立状態と密接に関連するため考慮すべきだが、統計的な把握は困難であるため、客観的、外形的な事実の属性から推認する。
- 対象を高齢者に限定する理由はなく、幅広い年齢層を対象とする。
- 死後経過時間の意味するデータに注意は必要であるが、生前の状況を推認するという観点からも重要。操作的定義において死後経過時間に何らかの基準を設けることの是非も含め、幅広く検討する。

5 孤立死の実態把握方法について

(1) 既存のデータや調査、統計による実態把握

上記4の操作的定義の基本的な考え方を踏まえた上で、既存のデータや調査、統計にどのようなものがあるかについて確認を行った。

確認した統計等は、厚生労働省「人口動態調査」、厚生労働省・警察庁「自殺の状況」、東京都監察医務院「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計、統計データベース」、総務省「国勢調査」、総務省「社会生活基本調査」、内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査」等である。

例えば、「死亡」等に関する全数調査である厚生労働省「人口動態調査」では、死亡日時、男女の別、死亡した人の夫又は妻の有無、死亡した場所、死因の種類等の項目があり、故人の生前の状況に関して、仕事の有無や配偶者の有無等は調査しているが、ポイントとなる死後経過時間についての項目はない。東京都監察医務院の統計では、死後経過時間がわかるものの、東京都特別区部のデータに限定されるなど、全ての要素を充足するものは認められなかった。

また、本WGで行った有識者からのヒアリングにおいて、死因究明によって得られる情報収集に関し、東京都特別区部で使用している調査票が多摩地域にも導入されていることの示唆とともに、死亡診断書や死体検案書のデータ化が必要であるとの指摘があった。

なお、必ずしも孤独死の全体状況を示すものではないが、厚生労働省・警察庁「自殺の状況」により孤独感を原因・動機とした自殺件数の推移を追ったり、令和4年版死因究明等推進白書（厚生労働省）に掲載されている都道府県警察における死体取扱状況により地域差を分析したりすることも有益であるとの指摘があった。

(2) 民間シンクタンクにおける推計による実態把握

上記4の操作的定義の基本的な考え方を満たす方法については、ニッセイ基礎研究所「セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書」（2011年3月）（以下「ニッセイ報告書」という。）が参考になる。

ニッセイ報告書は、平成21年時点の「東京都特別区部における孤立死数」（東京都監察医務院「東京都23区における孤独死の実態」）及び厚生労働省「人口動態調査」を基に、全国各市町村も特別区部と同様の孤立死発生確率であるとの仮定の下、全国の65歳以上の孤立死数を推計したものである。

上記4の操作的定義の基本的な考え方との関係を見ると、年齢の制限はあるものの、死後経過時間について明確にし、統計的な把握の難しい看取りの有無や生前の孤立状態については、死後経過時間をもって代替変数としているところに特徴がある（自殺も排除していない。）。生前の孤立状況は「死後発見までに一定期間の経過」をもって判定しており、監察医務院のデータにある死後経過時間（死亡日から死体検案日までの経過日数）を基に2日以上、4日以上及び8日以上3パターンに分けて孤立死発生確率の算出及び孤立死数の推計を行っている。

6 今後の検討の方向性

(1) 既存データや新たなデータの利活用、統計の整備に向けた検討

孤立死の実態を把握することは、世の中におけるつながりの在り様を把握するためのデータの一つとなることを踏まえると、孤立死に関するデータや調査、統計は、社会の重要なインフラの一つであると考えられる。ただし、孤立死に関して新たな調査等を行うことについては、その調査事項や方法、報告者負担等について慎重な検討が求められるとともに、調査の実施から結果を得るまでに相当なコストと期間を要することを踏まえると、可能な限り、既存のデータをベースとした統計の利活用を検討していくことが現実的であると思われる。また、既存のデータ等を利活用することで、過去に遡って経年変化を見ることも可能となる。

また、より精緻なデータを得るための取組として、例えば、本WGで行った有識者からのヒアリングにおいて、東京都における死因究明体制として、特別区部で用いられている調査票が多摩地域にも導入されたことの示唆があったことや、死亡診断書や死体検案書のデータ化の必要性に関する意見があったことを踏まえ、新たなデータの拡充や調査票データの電子化など調査票利用の円滑化に向けた取組、統計の整備の在り方も含めた中長期的な課題についても検討を深めていく必要がある。

併せて、自殺統計など孤立死に関連する各種統計・指標についても、孤立死に関する実態把握の観点から、集約・分析を継続的に進めていく必要がある。

(2) 推計の精緻化に向けた検討

ニッセイ報告書においては、東京都特別区部の孤立死発生確率を基に全国の数値を推計していることから、推計値が過大評価となっている可能性があることなど、いくつかの課題を挙げており、より精緻な推計に向けて、今後さらに検討を進める必要がある。例えば、特別区部は、全国に比べて自宅での死亡割合が高く、ニッセイ報告書における孤立死発生確率は、自宅死亡割合の性質も併せ持っている。地域別の孤立死数を推計する際、用いるデータの制約から自宅外も含む死亡データを用いたことで、自宅での死亡割合の低い地域では、過大に推計されているおそれがある。こうした点について、地域ごとの自宅での死亡者数を活用することにより、精度を高めることなどが考えられる。

さらに、ニッセイ報告書において65歳以上に限定されていた対象年齢を拡大し、最新のデータを用いることで、より実態に近い推計が可能となるものと考えられる。

上記のような観点から、孤立死数の推計の精緻化に向けた検討を深めていく必要がある。

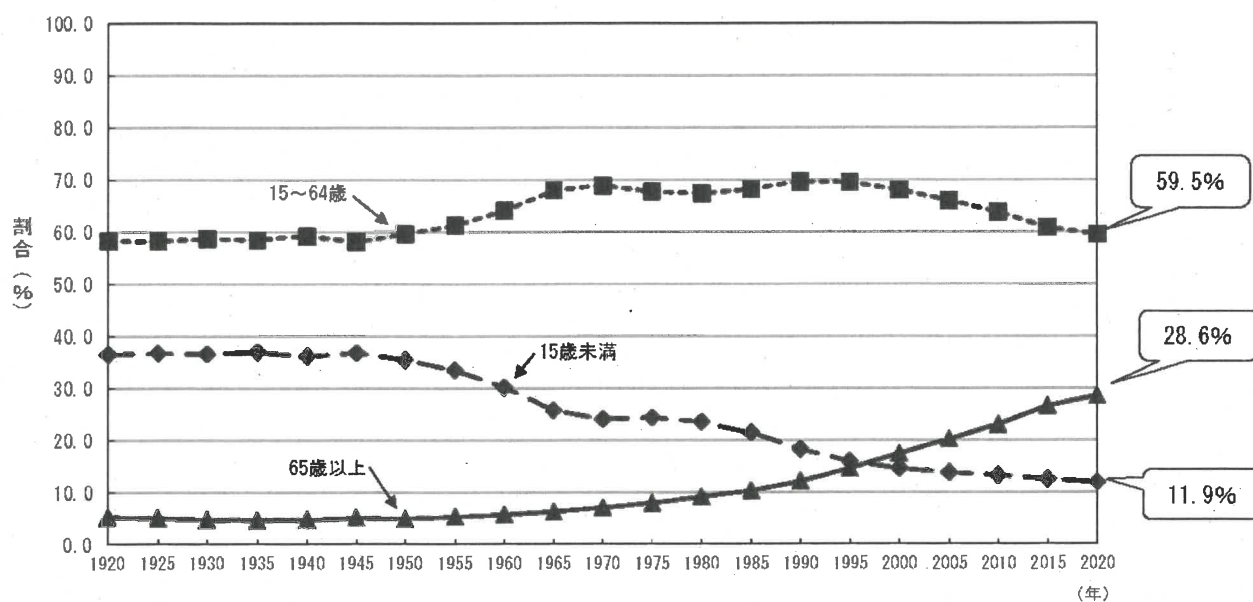
2. 家族類型別一般世帯数及び割合の推移（昭和 55(1980)～令和 32(2050)年）

年 次	一 般 世 帯 数 (1,000世帯)						
	総 数	単 独	核 家 族 世 帯				その他
			総 数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
1980年	35,824	7,105	21,594	4,460	15,081	2,053	7,124
1985年	37,980	7,895	22,804	5,212	15,189	2,403	7,282
1990年	40,670	9,390	24,218	6,294	15,172	2,753	7,063
1995年	43,900	11,239	25,703	7,606	15,014	3,083	6,958
2000年	46,782	12,911	27,273	8,823	14,904	3,546	6,598
2005年	49,063	14,457	28,327	9,625	14,631	4,070	6,278
2010年	51,842	16,785	29,207	10,244	14,440	4,523	5,765
2015年	53,332	18,418	29,754	10,718	14,288	4,748	5,024
2020年	55,705	21,151	30,251	11,211	14,014	5,026	4,303
2025年	57,273	22,962	30,454	11,345	13,731	5,378	3,857
2030年	57,732	24,036	30,020	11,241	13,249	5,530	3,675
2035年	57,262	24,503	29,170	10,988	12,712	5,470	3,589
2040年	56,080	24,418	28,196	10,679	12,233	5,284	3,466
2045年	54,416	23,902	27,198	10,334	11,797	5,067	3,316
2050年	52,607	23,301	26,109	9,953	11,304	4,852	3,197
割 合 (%)							
1980年	100.0	19.8	60.3	12.5	42.1	5.7	19.9
1985年	100.0	20.8	60.0	13.7	40.0	6.3	19.2
1990年	100.0	23.1	59.5	15.5	37.3	6.8	17.4
1995年	100.0	25.6	58.5	17.3	34.2	7.0	15.8
2000年	100.0	27.6	58.3	18.9	31.9	7.6	14.1
2005年	100.0	29.5	57.7	19.6	29.8	8.3	12.8
2010年	100.0	32.4	56.3	19.8	27.9	8.7	11.1
2015年	100.0	34.5	55.8	20.1	26.8	8.9	9.4
2020年	100.0	38.0	54.3	20.1	25.2	9.0	7.7
2025年	100.0	40.1	53.2	19.8	24.0	9.4	6.7
2030年	100.0	41.6	52.0	19.5	22.9	9.6	6.4
2035年	100.0	42.8	50.9	19.2	22.2	9.6	6.3
2040年	100.0	43.5	50.3	19.0	21.8	9.4	6.2
2045年	100.0	43.9	50.0	19.0	21.7	9.3	6.1
2050年	100.0	44.3	49.6	18.9	21.5	9.2	6.1

注) 『国勢調査報告』による。なお、2005年調査までの「親族世帯」及び「非親族世帯」は2010年調査から「親族のみの世帯」「非親族を含む世帯」に変更されているが、本表においては1995～2005年は新分類による遡及集計、1980～1990年は旧分類による世帯数。

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6（2024）年推計）」

3. 年齢（3区分）別人口の割合の推移（1920 年～2020 年）



注） 2015年及び2020年は不詳補完値により算出。2010年以前は分母から不詳を除いて算出

（出典） 総務省 「令和2年国勢調査 人口等基本集計結果」

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画のポイント

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- ◆ 社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人々との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

- | | | | |
|--|--|--|--|
| (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする | (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる | (3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人々との「つながり」を実感できる地域づくりを行う | (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する |
| ① 孤独・孤立の実態把握 ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③ 声を上げやすい・かけやすい環境整備 | ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
② 人材育成等の支援 | ① 居場所の確保 ② アウトリーチ型支援体制の構築 ③ 施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④ 地域における包括的支援体制等の推進 | ① NPO等の活動の支援 ② NPO等との対話の推進 ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備 |

★特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援
 - ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
 - ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化
 - ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の視点が重要。
 - ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
 - ・ 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

5. 既存の調査研究における定義（令和5年度第1回WG資料3）

既存の調査研究における定義

「孤独死・孤立死」という用語については、これまで明確な定義がなく使用されたり、定義がなされたとしても、行政機関・自治体ごと、あるいは研究者ごとに様々な定義が用いられるなど、統一的な定義がない状態にある。

その理由としては、①死亡場所（自宅内での死に限定するのか）、②世帯類型（一人暮らしの死に限定するのか）、③自殺の扱い方（自殺を含めるのか）、④生前の状況（社会的関係の有無などの生前の状況を考慮するのか）、⑤看取りの有無（看取りがない死に限定するのか）、⑥年齢基準（高齢者の死に限定するのか）、⑦死後経過時間（死後経過時間に関する具体的な基準設定は可能であるのか）について、様々な見解があることが指摘されている（注）。

注）呉 獨立 著「孤独死現象」の社会学（成文堂）より。

表1-2-1「孤独死」の定義：辞典的定義（注）

出典	内容
大辞林第三版 (2006)	だれにもみとられずに、死亡すること、特に、一人暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見されるような場合についていう。
広辞苑第6版 (2008)	看取る人もなく一人きりで死ぬこと。
ウィキペディア	主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中的突発的な疾病などによって死亡することを指す。特に重篤化しても助けを呼べずに亡くなっている状況を表す（※1）。
デジタル大辞泉	だれにも気づかれずに一人きりで死ぬこと。独居者が疾病などで助けを求めることなく急死し、しばらくしてから見つかる場合などにいう（※2）。

※1 <https://ja.wikipedia.org/wiki/孤独死> (2019年5月27日アクセス)

※2 <https://kotobank.jp/word/孤独死-503029%E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89> (2019年5月27日アクセス)。「デジタル大辞泉」に乗っている「孤立死」は次のように説明されている：「社会から孤立死した状態で亡くなり、長期間気づかれないこと。独居高齢者や老老介護世帯だけでなく、若年層の家族がいる世帯や生活困窮世帯でも起こっている」<https://kotobank.jp/word/孤立死-677845%E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89> (2019年5月27日アクセス。)

注）出典：呉 獨立 著「孤独死現象」の社会学（成文堂）

表1-2-2「孤独死」の定義：行政機関・自治体等（注）

7つのポイントとの対応（内閣官房で作成）

	内容	①死亡 場所	②世帯 類型	③自殺の 扱い方	④生前の 状況	⑤看取り の有無	⑥年齢 基準	⑦死後経 過時間
内閣府 高齢社会白書 (2010)	誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような悲惨な「孤立死（孤独死）」	—	—	—	—	看取り無	—	相当期間
厚生労働省 (2008)	人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」）	—	—	—	社会から 孤立	—	—	長期間
監察医務院 (2010)	孤独死：異状死の内、自宅で死亡した一人暮らしの人	自宅	一人暮らし	—	—	—	—	—
UR都市機構	・旧定義(2007)：孤独死とは病死又は変死事故の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故をいい、自殺又は他殺を除く。 ・改定定義(2012)：団地内で発生した死亡事故のうち、病死又は変死の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡し、かつ相当期間（1週間を超えて）発見されなかった事故（ただし、家族・知人による見守りが日常的になされていたことが明らかな場合、自殺の場合及び他殺の場合は除く）。	賃貸住宅	単身	除く	—	看取り無	—	—
		賃貸住宅	単身	除く	日常的な 見守りが あった者は 除く	看取り無	—	相当期間 （1週間 超）
さいたま市 (さいたま市役所保 健福祉局福祉部福 祉総務課)(1)	・孤立死：親族、近隣住民等との交流、住民登録や行政への相談などの行政情報がないため、生きているうちに情報から孤立化し、死亡後、発見までに相当の時間を要した場合の死。 ・孤独死：親族、近隣住民、民生委員、福祉関係などの市職員、ヘルパーなどとの交流があったものの、死亡した時点で孤独であり、死亡後、発見までに時間を要した場合の死。	—	—	—	交流なし	—	—	相当の時 間
		—	—	—	死亡時点 で孤独	—	—	時間を要 する
立川市 (立川市役所福祉 保健部高齢福祉 課)(1)	・孤独死：死亡の際に一人でであった（死亡時の看取りが無い）死亡。 ・孤立死：死亡の際に一人でであった事に加え、生前に周囲との十分な交流がなかった死亡。	—	—	—	—	看取り無	—	—
		—	—	—	交流なし	看取り無	—	—

横浜市 (横浜市孤立予防 対策検討委員会) (1)	・孤立化: 家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況。いざという時に必要な支援やサービスを受けることができない、又は求められない状況を指す。 ・孤立死: 家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況下にある方が、相当期間放置されるような死。	—	—	—	関わり乏しい	—	—	相当期間
北九州市 (保健福祉局地域支 援部のちをつなぐ ネットワーク推進課) (1)	・独居死: 一人暮らしの人で、親族や近隣住民、見守り関係者等との交流がある中で、突然の事故・病気などにより一人で亡くなった場合。 ・孤立死: 周囲との交流がなく、地域や社会から孤立して必要な支援を受けられない状況の中で、誰にも看取られず一人で亡くなった場合。	—	一人暮らし	—	交流あり	—	—	—
大阪市住吉区 ⁽²⁾	・孤立死: 地域との日常的な関わりがなく、誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後発見された場合。	—	—	—	交流なし	看取り無	—	—
東京都新宿区 ⁽³⁾	・孤立死: 親族や地域住民等との関わりが薄く、本人に必要な介護・保健・医療サービスが利用できていない社会的に孤立している方が、自宅等で亡くなった際に、誰にも気づかれることなく遺体がそのままとなり、相当日数を経過してから発見されるケースのこと。	自宅	—	—	関わりなし	看取り無	—	—
愛西市 ⁽⁴⁾	・孤立死: 高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	—	独居、高齢者のみ世帯	—	見守る者がいない	—	—	—
岸和田市 ⁽⁵⁾	・孤立死: 高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	自宅	—	—	—	—	—	—
東海市 ⁽⁶⁾	・孤立死: 高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	自宅等	—	—	社会的に孤立	—	—	相当日数
	・孤立死: 高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	自宅等	一人暮らし	—	—	看取り無	—	—
	・孤立死: 高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	—	一人暮らし	—	社会的孤立	看取り無	—	—

東京都世田谷区 (世田谷区地域福祉 部高齢福祉課) (7)	・孤立死: 高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	自宅	—	—	—	看取り無	高齢者	数日
和歌山県 (孤立死防止検討 委員会) ⁽⁸⁾	・孤立死: 高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの	—	一人暮らし	—	社会的に孤立	看取り無	—	—

出典: (1)野村総合研究所(2013)、(2)関西総合研究所(2014)

(3)厚生労働省(2007a)、(4)厚生労働省(2008a)(5)<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/31/koritsushu.htm>(2019.5.17アクセス)

(6)<http://www.city.tokai.aichi.jp/19187.htm>(2019.5.17アクセス)

(7)渡川(2014)、(8)古橋・金川・中尾(2011)

注)出典: 奥 獨立 著「「孤独死現象」の社会学」(成文堂)

表1-2-3「孤独死」の定義：研究領域（注）

	内容	7つのポイントとの対応（内閣官庁で作成）						
		①死亡場所	②世帯類型	③自殺の扱い方	④生前の状況	⑤看取りの有無	⑥年齢基準	⑦死後経過時間
原田（1995）	65歳以上の老人の死亡状況のうち、看取られない状態の死	—	—	—	—	看取り無	65才以上	—
額田（1999）	孤独死：①ひとり暮らしの被災者が仮設住宅内で誰にも看取られずに死亡、事後に警察の検死の対象となる異常死体。②低所得で、慢性疾患に罹病していて、完全に社会的に孤立した人間が、劣悪な住居もしくは周辺領域で、病死および自死に至った場合。 独居死：一人暮らしであっても両親や社会との交流のある人が、心臓発作などによって誰にも看取られず突然死すること。	仮設住宅	一人暮らし	含む	社会的に孤立	看取り無	—	—
厚生労働問題研究会（2004）	社会的に孤立し十分なケアがないまま看取る人が無く死亡	—	—	—	社会的に孤立	看取り無	—	—
高橋・塩崎・堀田（2005）	自宅内で誰にも看取られずに亡くなった自死を含む死	自宅内	—	含む	—	看取り無	—	—
大澤（2006）	ひとり暮らしや家族がいても不在時に誰にも看取られず死を迎えた場合	—	—	—	—	看取り無	—	—
岩田（2007）	すでに社会関係が絶たれていて、その結果誰も死に気づかず、死後かなりたってから、第三者に発見された場合	—	—	—	社会関係断絶	—	—	かなり経過
黒岩（2007）	誰にも看取られず死亡し、死後数日（から数ヶ月）経って発見される死	—	—	—	—	看取り無	—	数日から数か月
高尾（2008）	日常的に社会的つながりを絶っており、日頃から行政などのフォーマルおよび親族や近隣などのインフォーマルなケアを受けることなく孤立状態であり、誰にも看取られず居家で死に至り、死後しばらく経ってから発見される状態（自殺は含めず）	居室	—	含めない	社会的に孤立	看取り無	—	しばらく経過
松宮・新美・笠野（2008）	孤独死・孤立死：社会的に孤立している一人暮らしの状況におかれた人が、自宅で誰にも看取られずに亡くなること	自宅	一人暮らし	—	社会的に孤立	看取り無	—	—
橋爪（2008）	年齢は問わず、ひとり暮らし世帯であるがゆえに誰にも看取られずに死に至ったもの。また、ひとり暮らし世帯もしくはひとり暮らし世帯に限らず、所得保障、医療ならびに介護等生きていく上での必要なサービスにアクセスできない、もしくは教えてアクセスしないといった原因が基本にあった上で死に至るとき	—	一人暮らし	—	—	看取り無	問わない	—

田中・高橋・上野（2009a）	経済的・身体的により不利な状況にある被災者が、社会的接点を次第に減少させるなか、大規模・高層といった居住環境におかれることによって周囲の人びとと没交渉に陥るだけでなく、その存在さえも認識されない境遇へと導かれ、社会的孤立の果てに死に至ること	—	—	—	社会的孤立	—	—	—
上田・上原（他）（2010）	社会との交流が少なく孤立し、誰にも看取られず自宅で、死し、死後発見される場合	自宅	—	—	社会的に孤立	看取り無	—	—
田中・高橋・上野（2010）	未婚の中高年齢など孤立化のリスクを抱えた被災者が、遠隔地や大規模団地へ移転したあと、新たなコミュニティでの人的なつながりを形成できないまま単独で死亡し、数日以上を経て発見されること	—	—	—	人的つながり非形成	—	—	数日以上
斎藤（2010）	孤独死：従来から周囲との交流がなく、地域からも社会的に孤立している状況のなかで、誰にも看取られずに一人で亡くなる場合 独居死：普段は家族や近隣住民、見守り関係者等との交流があるなかで、突然の事故や疾病により一人で亡くなる場合	—	—	—	社会的に孤立	看取り無	—	—
ニッセイ基礎研究所（2011）	孤立死：自宅で誰にも看取られずに亡くなった65才以上高齢者で、発見までに4日以上経過したケース	自宅	—	—	—	看取り無	65才以上	4日以上
笠野・松宮（2011）	孤独死・孤立死：自宅で一人誰にも看取られないまま亡くなり、誰にも気づかれずに数日が過ぎた後に発見される	自宅	—	—	—	看取り無	—	数日
舩田・田高・臺有（他）（2011）	孤立死：地域から孤立し、誰にも看取られずに死亡したり、死亡後何日も周囲から気づかれずに放置されたりする高齢者の孤立死	—	—	—	地域から孤立	看取り無	—	何日も放置
玉置（2012）	孤独死（solitary death）：別居家族や近隣などと疎遠になりがちな単身者が、持病や急病などによって死亡した後、数日以上経ってから居宅内などで発見された事例 孤立死（isolated death）：単身もしくは2名以上同居の世帯などが、失業、離別、疾病、障がい、貧困などの複合的要因によって孤立無援に陥り、衰弱死や自死もしくは心中などの後、数日以上経ってから居宅内などで発見された事例	居宅内など 単身者など	—	—	—	—	—	数日以上
		居宅内など	—	含む	孤立無援	—	—	数日以上

大阪府民生委員児童委員協議会連合会地域福祉部会(2013)	孤立・孤独死とは主に一人暮らしの人が誰にも看取られる事無く、本人の住居内で生活中の突発的な疾病等によって死亡すること。また社会的に孤立してしまった結果、住居内で死後しばらく周囲の社会に気が付かれず放置されていた状況をいう	本人の住居内等	一人暮らし		社会的に孤立	看取り無		しばらく放置
入井・岩橋・青木(2013)	独居死:死因不明で法医学解剖の対象となった例のうち、独居者が自宅において死亡状態で発見された場合	自宅	独居者					
久禮・平塚(2013)	社会的に孤立し、十分なケアを受けられない状態の中での死				社会的に孤立			
中森(2013)	誰にも看取られずに死を迎え、死後しばらく経ってから発見されること(最大公約数的な定義)					看取り無		しばらく経って
反町(2014)	自宅で死亡した単身生活者でありかつ死体検案時点で死後1週間以上経過していると監察医が判断した	自宅	単身者					1週間以上
山崎・羽田・水野(他)(2015)	「看取られずに死亡した死」「死亡後発見されるまでに長期間経過している死」					看取り無		長期間経過
日本災害看護学会(2016) ⁷⁵	従来から周囲との交流がなく、地域から(社会的に)孤立をしている状況の中で、誰にも看取られず一人であった場合				社会的に孤立	看取り無		
田中・森實(2016)	高齢者が医療、看護、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や住まいで生活を送り続け、病状の悪化、変化の対応の遅れなどによって誰にも看取られることなく息を引き取ること					看取り無		
小曾根(2016)	自宅で発見された異常死のうち独居者または独居にきわめて近い状態(2世帯住宅、同一敷地内離れ)の方の病死自然死、および自殺死	自宅	独居者又は独居に近い	含む				
今野・大塚(2016)	孤立死:死後に発見される日数にかかわらず、死ぬ瞬間に誰も立ち会わずに亡くなること					看取り無		
高尾(2017)	社会的に孤立状態にあって誰にも看取られずに亡くなった場合				社会的に孤立	看取り無		

注)出典:奥 獨立 著「「孤独死現象」の社会学」(成文堂)

6. 「孤独死・孤立死」の把握方法について（令和5年度第3回WG資料3）

「孤独死・孤立死」の把握方法について

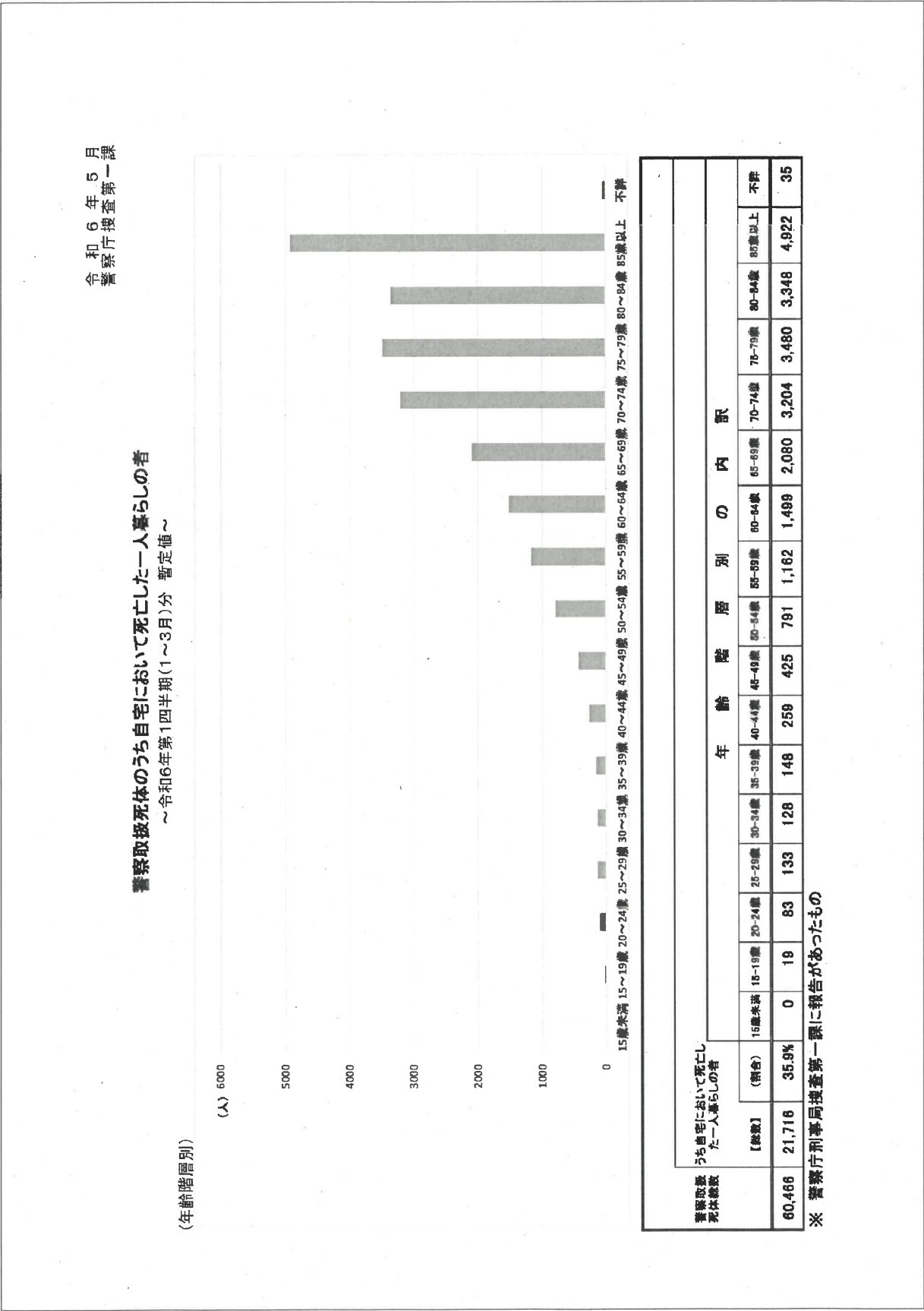
1 操作的定義に関連する統計データ

既存の調査研究において「孤独死・孤立死」の定義の争点とされている7点（注）及び操作的定義として活用する上で重要と考えられる2点に関連する統計データ等として、事務局で調べた結果は以下のとおり。

注）出典：呉 獨立 著：「「孤独死現象」の社会学」（成文堂）

連番	統計等名称	① 死亡 場所	② 世帯 類型	③ 自殺の 扱い方	④ 生前の 状況	⑤ 看取り の有無	⑥ 年齢 基準	⑦ 死後経 過時間	a 性別	b 地域 情報	備考
1	厚生労働省「人口動態調査」	○		○		○ (7)	○		○	○	(7)立会者のいない死亡数
2	厚生労働省・警察庁「自殺の状況」			○			○		○	○	
3	東京都監察医務院「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった世帯の者の統計」	○ (7)	○				○	○ (イ)	○		※令和2年まで(3年未満は作成の予定なし) (7)自宅に限定／(イ)死亡日から検案日までの経過日数
4	東京都監察医務院「統計データベース」	○	○ (7)				○ (イ)				(7)独居者に限定 (イ)65歳以上に限定
5	兵庫県監察医務室「兵庫県監察医務死因調査統計年報」	○ (7)	○ (イ)				○	○ (ウ)	○		(7)自宅に限定／(イ)独居者に限定／(ウ)検案日まで又は発見までの時間
6	大阪府監察医事務所「大阪市内の孤独死の現状」「大阪市内の同居の孤独死」	○ (7)	○ (イ)					○ (ウ)			(7)自宅に限定／(イ)一人暮らしに限定又は同居者のいる者に限定／(ウ)死亡から発見まで4日以上に限定
7	日本少額短期保険協会「第7回孤独死現状レポート」	○ (7)	○ (イ)	○		○ (ウ)	○	○	○		※対象は、家財保険(孤独死特約)に加 入している被保険者 (7)賃貸住宅居室内／(イ)一人暮らし／ (ウ)死亡事実が死後に判明
8	総務省「国勢調査」		○				○		○	○	
9	厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」				○ (7)						(7)介護サービス利用者数
10	総務省「社会生活基本調査」				○ (7)		○		○	○	(7)ふだん介護を受けているか
11	内閣官房「人々のつながりに関する基礎調査」				○ (7)		○		○		(7)孤独感、コミュニケーション頻度等

7. 警察取扱死体のうち自宅において死亡した一人暮らしの者
 ～令和6年第1四半期(1～3月)分 暫定値～



(出典) 警察庁

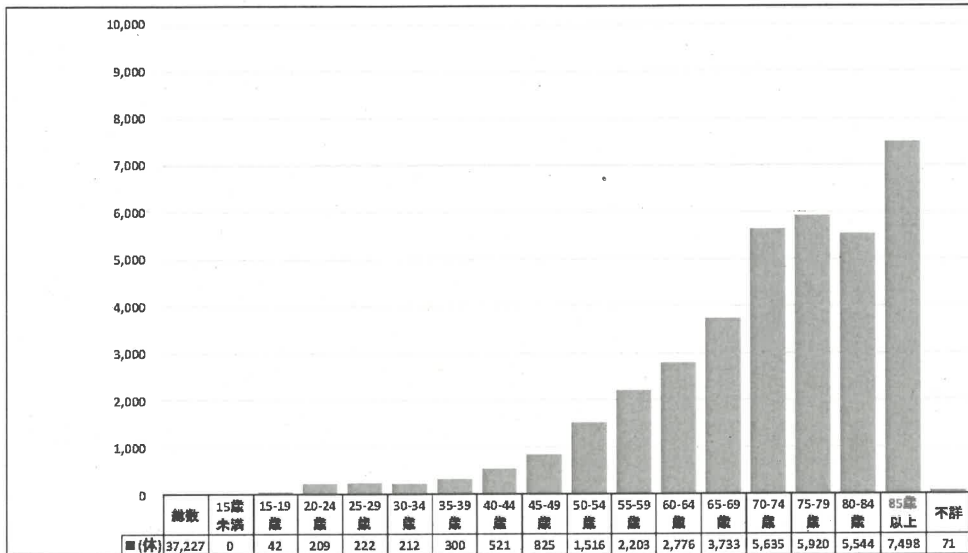
8. 警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者

～令和6年上半期（1～6月） 暫定値

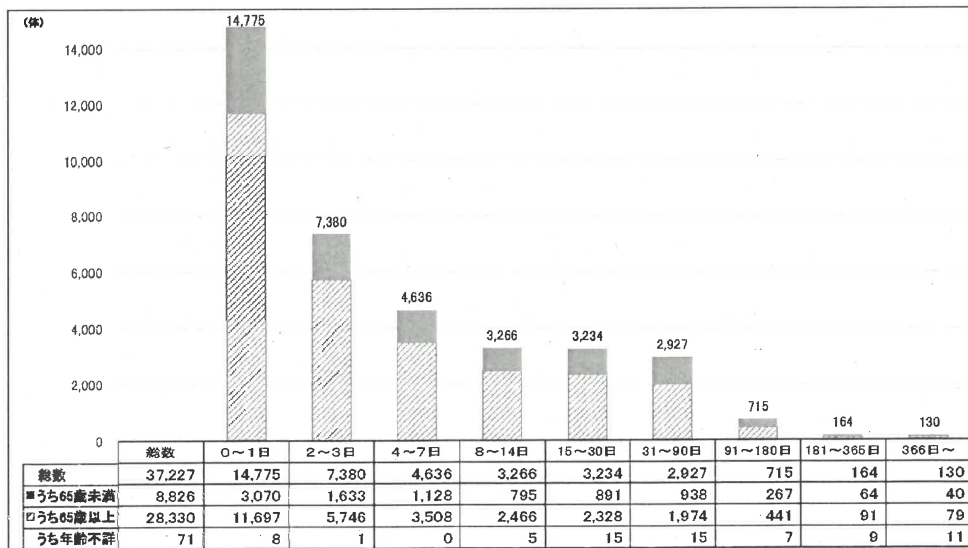
令和6年8月
警察庁刑事局捜査第一課

警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者
～令和6年上半期（1～6月） 暫定値～

（年齢階層別）



（経過日数別）



※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告があったもの

（出典） 警察庁

9. 刑法犯に占める殺人事件の認知件数

罪 種	認 知 ・ 検 査	認 知 件 数		
		総 数	既 遂	未 遂
刑法犯総数(交通業過を除く)		703,351	680,424	22,927
凶 殺	悪 犯	5,750	4,524	1,226
殺 人	人 人	912	281	631
殺 嬰 児	人 人	847	224	623
殺 自 人	予 備	8	8	0
強 盗	人 殺 関	26	26	0
強 盗	盗 人	31	23	8
強 盗	盗 人	1,361	1,150	211
強 盗	盗 人	22	6	16
強 盗	盗 人	611	611	0
強 盗	盗 人	16	16	0
強 盗	盗 人	712	517	195
放 不 同 意 性 交 等	盗 火 等	766	547	219
粗 凶 暴 傷	犯 合 行 害 死 迫 喝	2,711	2,546	165
脅 恐	犯 合 行 害 死 迫 喝	58,474	57,586	888
窃 犯	犯 合 行 害 死 迫 喝	7	7	0
侵 入	犯 合 行 害 死 迫 喝	30,196	30,196	0
乘 非	犯 合 行 害 死 迫 喝	22,169	22,168	1
知 能	犯 合 行 害 死 迫 喝	66	66	0
詐 横	犯 合 行 害 死 迫 喝	4,535	4,285	250
横 業 務 上 横	犯 合 行 害 死 迫 喝	1,567	930	637
偽 造	犯 合 行 害 死 迫 喝	483,695	466,731	16,964
通 文 書 偽 造	犯 合 行 害 死 迫 喝	44,228	33,028	11,200
支 払 用 力 一 道 偽 造	犯 合 行 害 死 迫 喝	179,888	179,100	788
有 価 証 券 偽 造	犯 合 行 害 死 迫 喝	259,579	254,603	4,976
印 章 偽 造	犯 合 行 害 死 迫 喝	50,035	49,124	911
汚 損	犯 合 行 害 死 迫 喝	46,011	45,110	901
うち) 賭 博	犯 合 行 害 死 迫 喝	1,916	1,916	0
あ っ せ ん 利 得 処 罰 法	犯 合 行 害 死 迫 喝	896	896	0
背 俗	犯 合 行 害 死 迫 喝	1,020	1,020	0
風 賭 博	犯 合 行 害 死 迫 喝	1,903	1,893	10
わ い せ つ	犯 合 行 害 死 迫 喝	227	225	2
うち) 不 同 意 わ い せ つ	犯 合 行 害 死 迫 喝	1,556	1,549	7
うち) 公 然 わ い せ つ	犯 合 行 害 死 迫 喝	17	17	0
うち) 面 会 要 求 等	犯 合 行 害 死 迫 喝	53	52	1
性的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	犯 合 行 害 死 迫 喝	50	50	0
そ の 他 の 刑 法 犯	犯 合 行 害 死 迫 喝	103	103	0
うち) 占 有 離 脱 物 横 領	犯 合 行 害 死 迫 喝	42	42	0
うち) 公 務 執 行 妨 害	犯 合 行 害 死 迫 喝	0	0	0
うち) 住 居 侵 入	犯 合 行 害 死 迫 喝	102	102	0
うち) 逮 捕 監 禁	犯 合 行 害 死 迫 喝	11,774	10,820	954
うち) 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	犯 合 行 害 死 迫 喝	141	141	0
うち) 盗 品 等	犯 合 行 害 死 迫 喝	9,095	8,811	284
うち) 器 物 損 壊 等	犯 合 行 害 死 迫 喝	6,096	5,812	284
	犯 合 行 害 死 迫 喝	2,326	2,326	0
	犯 合 行 害 死 迫 喝	45	45	0
	犯 合 行 害 死 迫 喝	2,538	1,868	670
	犯 合 行 害 死 迫 喝	93,623	91,639	1,984
	犯 合 行 害 死 迫 喝	13,879	13,879	0
	犯 合 行 害 死 迫 喝	2,217	2,217	0
	犯 合 行 害 死 迫 喝	10,627	8,694	1,933
	犯 合 行 害 死 迫 喝	282	282	0
	犯 合 行 害 死 迫 喝	526	491	35
	犯 合 行 害 死 迫 喝	974	974	0
	犯 合 行 害 死 迫 喝	56,957	56,957	0

(出典) 警察庁 「犯罪統計書 令和5年の犯罪」

10. 罪種別被害者の世帯構成別認知件数（令和5年）

被害者の世帯構成 罪 種			総 数	計					自宅以外 の被害
				計	自宅での被害				
					独 居 世 帯	夫婦のみ の世帯	そ の 他 の世帯	不 明	
刑法犯総数(交通業過を除く)			703,351	164,996	12,773	7,216	27,247	1,119	116,641
凶 悪 犯			5,750	5,399	373	148	863	14	4,001
殺 人			912	901	61	74	271	4	491
殺 人			847	845	57	72	257	3	456
殺 嬰 児			8	8	0	0	2	0	6
殺 人 予 備			26	17	2	0	2	1	12
強 盗 自 人 殺 害 与 盗			31	31	2	2	10	0	17
強 盗			1,361	1,251	72	21	47	0	1,111
強 盗 盗 殺 人			22	22	3	2	1	0	16
強 盗 盗 傷 人			611	611	31	5	21	0	554
強 盗 盗 ・ 不 同 意 性 交 等			16	16	6	1	2	0	7
強 盗 盗 ・ 準 強 盗			712	602	32	13	23	0	534
放 火			766	536	48	34	205	4	245
不 同 意 性 交 等			2,711	2,711	192	19	340	6	2,154
粗 暴 犯			58,474	58,411	1,748	2,103	10,826	354	43,380
凶 器 準 備 集 合			7	0	0	0	0	0	0
暴 行 害 害			30,196	30,196	724	1,229	5,680	154	22,409
う ち 傷 害 致 死			22,169	22,169	606	657	3,870	132	16,904
脅 迫			66	66	3	5	26	0	32
恐 喝			4,535	4,509	337	197	1,131	56	2,788
窃 犯			1,567	1,537	81	20	145	12	1,279
盗 入 犯			483,695	32,905	6,642	3,010	7,714	0	15,539
侵 入 盗 犯			44,228	32,905	6,642	3,010	7,714	0	15,539
乗 取 盗 犯			179,888	0	0	0	0	0	0
非 法 入 犯			259,579	0	0	0	0	0	0
知 能 犯			50,035	210	3	2	6	6	193
詐 欺			46,011	0	0	0	0	0	0
横 領			1,916	0	0	0	0	0	0
横 領			896	0	0	0	0	0	0
横 領			1,020	0	0	0	0	0	0
偽 造			1,903	151	1	2	6	0	142
通 貨 偽 造			227	37	1	1	0	0	35
文 書 偽 造			1,556	92	0	1	6	0	85
支 払 用 カ ー ド 偽 造			17	1	0	0	0	0	1
有 価 証 券 偽 造			53	9	0	0	0	0	9
印 章 偽 造			50	12	0	0	0	0	12
汚 職			103	59	2	0	0	6	51
う ち 賄 賂			42	0	0	0	0	0	0
あ っ せ ん 利 得 処 罰 法			0	0	0	0	0	0	0
背 任			102	0	0	0	0	0	0
風 俗 犯			11,774	9,428	195	35	705	60	8,433
賭 博			141	0	0	0	0	0	0
わ い せ つ			9,095	6,890	151	20	503	26	6,190
う ち 不 同 意 わ い せ つ			6,096	6,096	149	19	474	13	5,441
う ち 公 然 わ い せ つ			2,326	749	2	1	10	13	723
う ち 面 会 要 求 等			45	45	0	0	19	0	26
性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法			2,538	2,538	44	15	202	34	2,243
そ の 他 の 刑 法 犯			93,623	58,643	3,812	1,918	7,133	685	45,095
う ち 占 有 離 脱 物 横 領			13,879	0	0	0	0	0	0
う ち 公 務 執 行 妨 害			2,217	2,154	0	0	0	0	2,154
う ち 住 居 侵 入			10,627	7,656	1,661	594	2,453	62	2,886
う ち 逮 捕 監 禁			282	282	8	1	22	0	251
う ち 略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買			526	526	3	0	101	3	419
う ち 盗 品 等			974	0	0	0	0	0	0
う ち 器 物 損 壊 等			56,957	43,770	2,028	1,254	4,300	594	35,594

（出典） 警察庁 「犯罪統計書 令和5年の犯罪」

11. 死体取扱数等の推移

死 体 取 扱 数 等 の 推 移										
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
死体取扱総数	166,353	162,881	161,407	165,837	170,174	167,808	169,496	173,220	196,103	198,664
犯 罪 死 体	520	488	598	621	540	524	485	397	353	354
変 死 体	20,106	20,211	20,144	20,383	19,208	17,654	17,241	17,295	18,772	19,415
その他の死体	145,727	142,182	140,665	144,833	150,426	149,630	151,770	155,528	176,978	178,895
検視官臨場 死体取扱数	臨場数	120,266	123,773	126,146	130,795	136,183	136,396	137,713	139,792	150,254
	臨場率(%)	72.3	76.0	78.2	78.9	80.0	81.3	81.2	80.7	76.6
司法解剖数	8,684	8,424	8,326	8,157	8,253	8,243	8,115	8,427	9,016	10,099
調査法解剖数	1,921	2,395	2,605	2,844	3,105	3,167	2,983	3,203	3,273	3,116

※ 警察庁刑事局捜査第一課に報告のあったもの。
※ 交通関係、東日本大震災による死者を除く。
※ 「調査法解剖」とは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第6条に基づく解剖。

<参考>

その他の解剖数	8,787	9,302	9,487	9,582	8,986	7,913	7,241	6,393	6,435	6,878
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※ 警察が取り扱った死体について行われた解剖のうち、司法解剖及び調査法解剖(平成25年以降)以外の解剖数。

解剖率(%)	11.7	12.4	12.7	12.4	12.0	11.5	10.8	10.4	9.5	10.1
--------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------

※ 死体取扱総数のうち、司法解剖、調査法解剖(平成25年以降)及びその他の解剖が行われたものの占める割合。

検視官数(人)	333	340	341	357	360	364	370	378	382	384
検視官補助者数(人)	557	552	553	550	547	540	540	541	527	528

※ 検視官数及び検視官補助者数は、それぞれの年の4月の人数。

(出典) 警察庁

12. 医師法第20条ただし書の適切な運用について（通知）

（H240831 医政医発 0831 第1号）

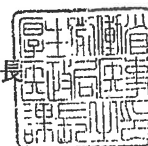


医政医発0831第1号

平成24年8月31日

各都道府県医務主管部（局）長殿

厚生労働省医政局医事課長



医師法第20条ただし書の適切な運用について（通知）

医師法（昭和23年法律第201号）第20条ただし書の解釈については、「医師法第20条但書に関する件」（昭和24年4月14日付け医発第385号各都道府県知事宛厚生省医務局長通知）でお示ししていますが、近年、在宅等において医療を受ける患者が増えている一方で、医師の診察を受けてから24時間を超えて死亡した場合に、「当該医師が死亡診断書を書くことはできない」又は「警察に届け出なければならない」という、医師法第20条ただし書の誤った解釈により、在宅等での看取りが適切に行われていないケースが生じているとの指摘があります。

こうした状況を踏まえ、医師法第20条ただし書の解釈等について、改めて下記のとおり周知することとしましたので、その趣旨及び内容について十分御了解の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願い申し上げます。

記

- 1 医師法第 20 条ただし書は、診療中の患者が診察後 24 時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後 24 時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することができること。
- 2 診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体の検案を行うこととなる。この場合において、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならないこと。
- 3 なお、死亡診断書（死体検案書）の記入方法等については、「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」（厚生労働省大臣官房統計情報部・医政局発行）（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>）を参考にされたい。

（参考）

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）（抄）

第 20 条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後 24 時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第 21 条 医師は、死体又は妊娠 4 月以上の死産児を検案して異状があると認めたときは、24 時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

13. 全国のホームレス数

	男	女	不明	合計	差引増▲減
令和2年	3,688	168	136	3,992	▲ 563 (▲ 12.4%)
令和3年	3,510	197	117	3,824	▲ 168 (▲ 4.2%)
令和4年	3,187	162	99	3,448	▲ 376 (▲ 9.8%)
令和5年	2,788	167	110	3,065	▲ 383 (▲ 11.1%)
石川県を除く(※1)	(2,786)	(167)	(110)	(3,063)	
令和6年(※2)	2,575	172	73	2,820	▲ 245 (▲ 8.0%) (▲243) (▲7.9%) (※3)

※1：令和6年と比較するために、石川県を除いた46都道府県の数値である。

※2：能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値である。

※3：※1と※2を比較した数値である。

(出典) 厚生労働省 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)(令和6年4月26日)

14. 死後経過時間、性・世帯分類別異状死数・構成比（東京都特別区部）

死後経過時間	総数	男性			女性		
		単身世帯	複数世帯	小 計	単身世帯	複数世帯	小 計
実 数(単位:人)							
0～1日	3,321	614	1,325	1,936	415	970	1,385
2～3日	1,997	1,037	228	1,262	558	177	735
4～7日	1,136	754	55	809	297	30	327
8～14日	735	529	22	551	179	5	184
15～30日	753	593	12	605	143	5	148
31～90日	571	466	4	470	95	6	101
91～180日	116	94	0	94	22	0	22
181～365日	39	30	0	30	9	0	9
366日～	17	13	0	13	3	1	4
構 成 比(単位:%)							
0～1日	38.2	14.9	80.5	33.6	24.1	81.2	47.5
2～3日	23.0	25.1	13.9	21.9	32.4	14.8	25.2
4～7日	13.1	18.3	3.3	14.0	17.3	2.5	11.2
8～14日	8.5	12.8	1.3	9.5	10.4	0.4	6.3
15～30日	8.7	14.4	0.7	10.5	8.3	0.4	5.1
31～90日	6.6	11.3	0.2	8.1	5.5	0.5	3.5
91～180日	1.3	2.3	0.0	1.6	1.3	0.0	0.8
181～365日	0.4	0.7	0.0	0.5	0.5	0.0	0.3
366日～	0.2	0.3	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1

(出典) 東京都監察医務院「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計」(令和3年)

15. 年齢階級別、原因・動機別自殺者数（抄）

※ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

※ 自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に加え、家族等の証言から考え得る場合も含め、自殺者1人につき4つまで計上可能である。このため、原因・動機特定者数と原因・動機の件数の和は一致するとは限らない。

原因・動機別		年齢階級別									不詳	合計
		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～			
合計	計	1,014	3,204	3,269	4,492	5,313	3,471	3,403	2,960	0	27,126	
	男	470	1,979	2,339	3,292	3,784	2,422	2,259	1,840	0	18,385	
	女	544	1,225	930	1,200	1,529	1,049	1,144	1,120	0	8,741	
家庭問題	計 (家庭問題)	148	327	567	806	873	534	493	549	0	4,297	
	男	75	172	381	545	533	334	282	321	0	2,643	
	女	73	155	186	261	340	200	211	228	0	1,654	
健康問題	計 (健康問題)	286	1,047	1,115	1,604	2,049	1,724	2,153	2,051	0	12,029	
	男	94	482	652	945	1,188	1,040	1,375	1,287	0	7,063	
	女	192	565	463	659	861	684	778	764	0	4,966	
経済・生活問題	計 (経済・生活問題)	31	552	705	1,030	1,349	819	463	143	0	5,092	
	男	19	464	636	932	1,194	728	383	103	0	4,459	
	女	12	88	69	98	155	91	80	40	0	633	
勤務問題	計 (勤務問題)	34	433	488	672	680	187	60	10	0	2,564	
	男	26	312	399	581	601	163	55	9	0	2,146	
	女	8	121	89	91	79	24	5	1	0	418	
交際問題	計 (交際問題)	85	358	192	117	83	19	8	6	0	868	
	男	45	196	117	86	55	17	5	5	0	526	
	女	40	162	75	31	28	2	3	1	0	342	
学校問題	計 (学校問題)	346	221	2	2	0	0	1	0	0	572	
	男	169	177	1	2	0	0	1	0	0	350	
	女	177	44	1	0	0	0	0	0	0	222	
その他	計 (その他)	計	84	266	200	261	279	188	225	201	0	1,704
		男	42	176	153	201	213	140	158	115	0	1,198
		女	42	90	47	60	66	48	67	86	0	506
	孤独感	計	25	84	55	74	109	80	112	113	0	652
		男	12	52	38	54	80	58	74	61	0	429
		女	13	32	17	20	29	22	38	52	0	223

（出典） 厚生労働省自殺対策推進室、警察庁生活安全局生活安全企画課「令和6年中における自殺の状況」

（令和7年3月28日）